

浦安市における地域生活支援 拠点の検討状況

令和元年 5月18日
浦安市障がい事業課

目次

1. 用語の確認～共通認識のために～
2. 浦安市が目指す地域生活支援拠点
3. 居住支援のための各機能の具体的な内容
4. 浦安市が目指す地域生活支援拠点のイメージ
5. 地域生活支援拠点の整備・運営における今後の課題・方針

1. 用語の確認～共通認識のために～

「地域生活支援拠点」

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能
(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること

《整備目的》

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
⇒地域における生活の安心感を担保する機能を備える
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備
⇒障害者等の地域での生活を支援する

《整備手法》

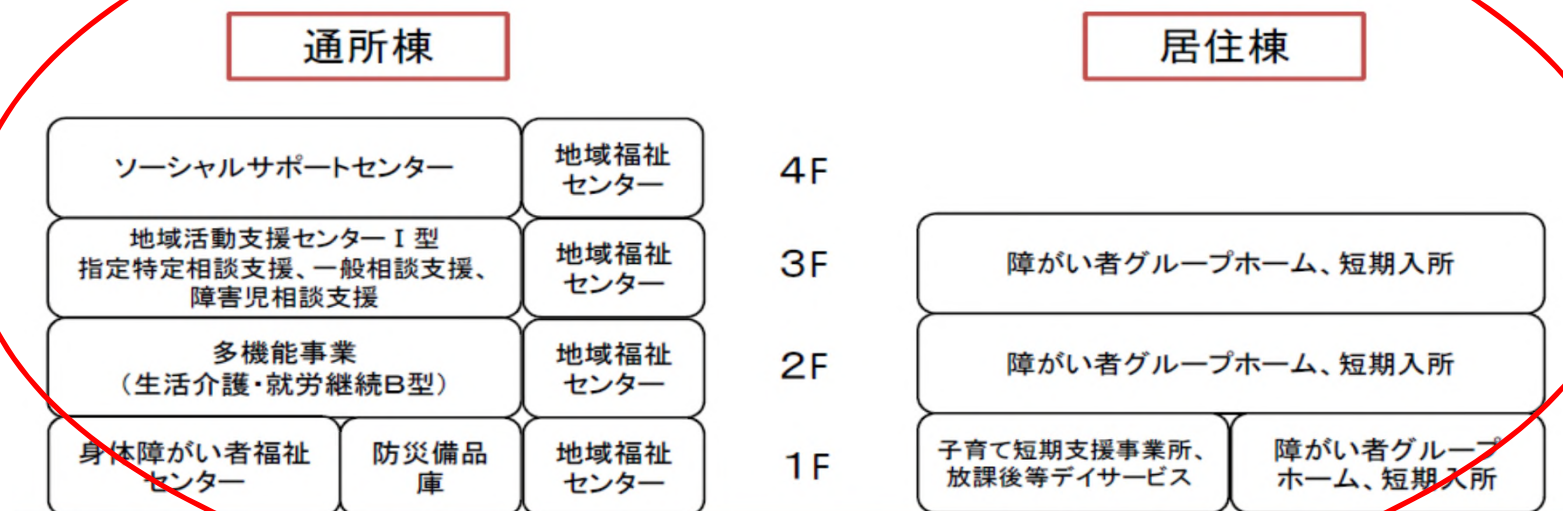
- (1) 5つの機能を集約し、GHや障がい者支援等に付加した「多機能拠点整備型」
- (2) 地域の複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」
- (3) 上記手法にとらわれず、地域の実情に応じた整備
(例：「多機能拠点整備型」+「面的整備型」)

1. 用語の確認～共通認識のために～

「（仮称）東野地区複合福祉施設」

東野地区福祉ゾーンに、平成32年4月の完成を目指して整備を行っている建物の仮名称

この建物全体を指します

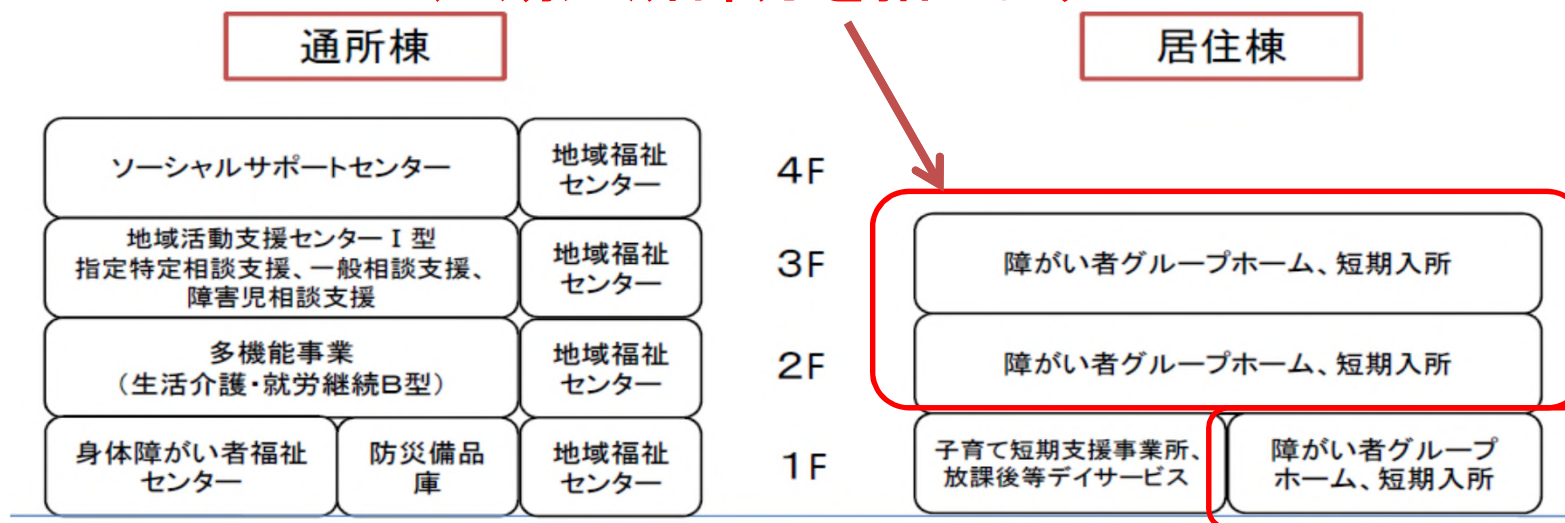


1. 用語の確認～共通認識のために～

「多機能拠点」

地域生活支援拠点の機能の一部を集約した、（仮称）東野複合福祉施設・居住棟の「障がい者グループホーム、短期入所」部分

**居住棟のグループホーム、
短期入所部分を指します**



2. 浦安市が目指す地域生活支援拠点の概要

浦安市は、「多機能拠点整備型」+「面的整備型」の併用整備型で整備します

5. 好事例から見る地域生活支援拠点等のイメージ図

●多機能拠点整備型



●面的整備型



傾向・特徴

●比較的力量のある法人を中心に整備

・もともと地域でさまざまな事業を展開している、比較的力量のある事業所が整備しているケースが多い

●ワンストップで相談から緊急対応まで可能

・相談から緊急時の対応まで、1か所での対応が可能であり、利用者は、相談から緊急時の対応まで同じ場所・同じ職員等が対応してくれることに安心感を感じる
 ・緊急時の受け入れ側の職員は、相談時のアセスメント情報などについて情報共有が図れ、適切な対応が可能である

今後の強化・充実のために

●ワンストップで相談から緊急対応を維持するための地域への展開（地域の協力）

・常に緊急時の対応ができるよう、緊急時に受け入れた障害者をできるだけ短期間で適切なサービス等につなげることが重要であり、そのためには、拠点等の機能を地域に展開できるように地域の協力が必要となる

●相談機能の活用

・地域の資源等や相談と緊急対応の機能を限定活用すれば、相談機能を充実させることで、特定の地域で、障害種別ごとに対応することができる（早期にスタートしやすい）

●異なる専門性を持つ事業所間の連携

・それぞれの専門性のある事業所が地域生活支援拠点等となり、他の事業所と連携を図ることで、全障害に対応が可能

●地域の資源を有効に活用

・地域の様々な資源を有効に活用することで、既存の体制を生かした整備も可能
 ・地域の事業所がかかわることで、地域に一体感が形成される

今後の強化・充実のために

●地域ごとや障害種別ごとに完結できる体制のネットワーク化

・特定の障害種別で相談から緊急対応までを行い、さらに事業所間の連携を可能とするために、全体をカバーできるようネットワーク化を図る必要がある

スタート時点で、核となる部分は、各自治体等の強みや市地域資源の状況によって選択するのがよいが、最終的には、多機能拠点整備型も面的整備型も、**地域全体に広く展開するためには、地域の各分野の関係機関との連携が必要**である

2. 浦安市が目指す地域生活支援拠点の概要

整備類型

併用整備型（多機能拠点と面的整備の併用型）

概要

《多機能拠点整備》

- ・（仮称）東野地区複合福祉施設内で、市独自事業「障がい者緊急時支援事業」を24時間365日体制で事前登録制により実施
（通称：安心かけつけ） →《説明》スライド8
- ・（仮称）東野地区複合福祉施設内に緊急用居室を確保
（通称：お助けショートステイ） → 《説明》スライド9
- ・（仮称）東野地区複合福祉施設内に体験用居室を確保
（通称：お試しグループホーム） → 《説明》スライド10



《面的整備》

- ・多機能拠点と基幹相談支援センターを中心とした各相談支援事業所等が連携を図り、課題を抱える障がい者や家庭に対し「相談→危機介入→再発防止・課題解消」まで切れ目のない支援を実施
→ 《説明》スライド7～10
- ・多機能拠点の強みである（強度）行動障がい、自閉症児・者への支援実践例を共有することで、地域の事業所の支援力強化及び地域における受け皿の確保につなげる
→ 《説明》スライド10

3. 居住支援のための各機能の具体的な内容

①相談

- ・ 地域生活支援拠点の相談機能は、基幹相談支援センターが担う（24時間365日体制）
- ・ 基幹相談支援センターは各相談支援事業所と連携を図り、切れ目のない支援を実施

②緊急時の受け入れ・対応

- ・ 市独自事業として「障がい者緊急時支援事業（通称：安心かけつけ）」を24時間365日体制で委託により実施
- ・ 「緊急時の駆けつけ対応～（状況に応じた）緊急受け入れ」までを想定している
- ・ 事前登録制で、登録者の情報は基幹相談支援センターと共有を図る
- ・ 半年に1度のモニタリングを通じて登録者の状況を把握し、課題等がある場合は関係機関と連携・協力し、改善を図る。

対象者 ※いずれの対象者も手帳の等級や障がい支援区分は問わない

身体障がい者
※常時独り暮らし、日中独居状態、介護者が子ども・高齢・障がいあり等の条件あり

自宅に通信のための端末機器を設置し、要請に応じて支援員を派遣し、排せつの介護、衣類着脱の介護、体位変換の介護、転倒の介助、関係機関等との連絡等を行う。

知的障がい者

家族等からの要請に応じて自宅に支援員を派遣し、見守り及び各関係機関との連絡調整を行う。

療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する障がい児（学齢以上18歳未満）

3. 居住支援のための各機能の具体的な内容

②緊急時の受け入れ・対応

- ・（仮称）東野地区複合福祉施設内の短期入所（6床）のうち1床を緊急用居室として確保（通称：お助けショートステイ）
- ・緊急の要件は『家族・本人が緊急と考えるもの』とし、原則3泊の利用を上限とする
- ・短期入所の支給決定を受けていることが望ましいが、支給決定のない者の受け入れも原則行う
- ・緊急受け入れ後は、多機能拠点と基幹相談支援センターを中心とした各相談支援事業所等が連携を図り、今後の対応を検討
- ・対応の長期化が予測される場合は、市内の他の短期入所事業所とも連携を図り、地域全体での緊急時の受け入れ体制強化を目指す

3. 居住支援のための各機能の具体的な内容

③体験の 機会・場

- ・（仮称）東野地区複合福祉施設内のグループホーム（18床）のうち1床を体験用居室として確保（通称：お試しグループホーム）

④専門的人材 の確保・養成

- ・（強度）行動障がい・自閉症児者に対応できる直接支援の人材の育成は、多機能拠点が担う
- ・相談支援の人材の育成は、基幹相談支援センターが担う

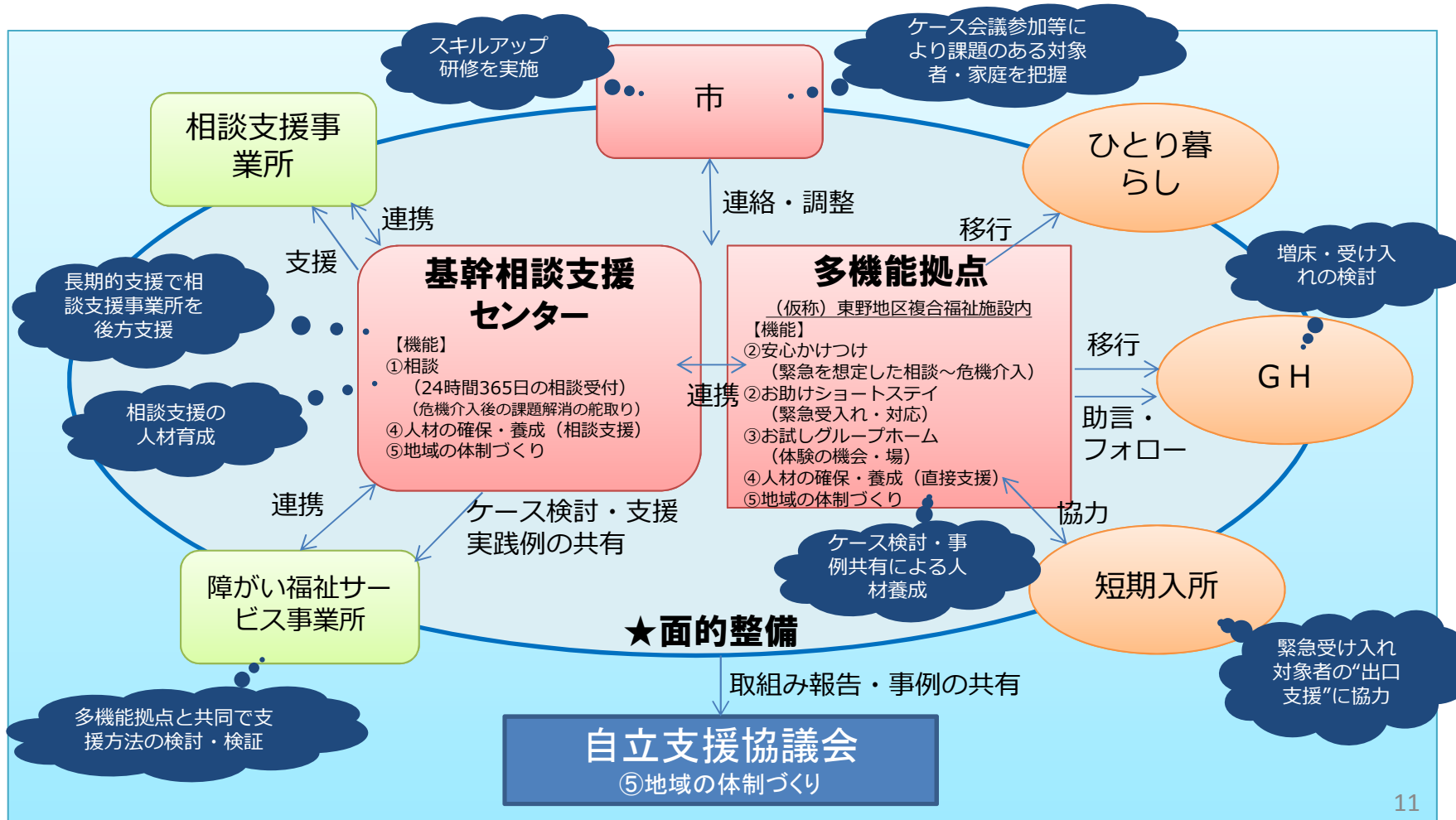
⑤地域の 体制づくり

- ・基幹相談支援センターと多機能拠点における支援実践例を蓄積し、自立支援協議会等を通じて共有することで、地域の事業所の支援力強化、地域における受け皿の確保につなげる

4. 浦安市が目指す地域生活支援拠点のイメージ

併用整備型(多機能拠点と面的整備の併用型)

～ 入所施設のない浦安市で、多機能拠点をベースに、障がいのある人の地域生活を地域全体で支える仕組み ～



5. 地域生活支援拠点の整備・運営における 今後の課題・方針

● 面的整備の資源不足

- ・ 短期入所やグループホームが少なく、多機能拠点での緊急受け入れ後の出口支援が課題
- ・ 地域での安心した生活につながるための地域移行・地域定着を担える相談支援事業所の不足が課題

● 医療的ケアに対応できる短期入所・グループホームの整備

- ・ 医療的ケアを必要とする人に対して支援ができる人材不足が課題
- ・ 事業所と医療機関等の役割分担を明確にし、連携を図りながら地域全体で支える仕組みを構築していきたい

● 事業所間の連携の仕組み

- ・ 面的整備を円滑に進めるために、事業所間の連携の仕組みを検討する必要がある